

統計品質改善会議（第6回）

議事次第

日 時：令和5年12月22日（金）16:00～17:30

場 所：合同庁舎2号館 国際会議室

参加者：舟岡委員他6名

議 事：

1. 「国土交通省統計改革プラン」を踏まえた取組状況の報告
～業務マニュアルの改善とオンライン回答率の向上に向けて～
2. 標本設計の必要な見直し
3. 令和5年度建設工事進捗率調査の実施概要
4. 令和2年(2020年)産業連関表における建設・不動産部門の国内
生産額

「国土交通省統計改革プラン」を踏まえた取組状況の報告 ～ 業務マニュアルの改善とオンライン回答率の向上に向けて～

国土交通省 総合政策局
情報政策課
令和5年12月22日(金)

1. 今回の報告の趣旨

「国土交通省統計改革プラン」(R4. 8. 10)における位置づけ

[「改善し続ける統計」への転換]

- 政府全体が目指す一定水準以上のマニュアルとなるよう、各統計作成部局と連携しつつ、統計プロセスの見える化(BPR)を行った上で、より具体的かつ明確な業務マニュアルへと改善する。 【令和5年度～】

[統計DXの推進]

- 国土交通省所管統計について、e-Survey等を活用したオンライン調査化を推進する。 【令和5年度～】
- オンライン調査化した統計のオンライン回答率の向上を図る。 【中期】

「第5回統計品質改善会議」(R5. 8. 29)における有識者のご発言

- マニュアルの整備と併せて、透明性を高め、使いやすい統計を目指してほしい。
- 報告者負担の軽減や国交省の統計担当者の手間の省力化も重要である。予算制約があると思うが、オンライン化やシステム化を進めるべきである。

【参考】『「国土交通省統計改革プラン」の主な実施状況』(R5. 8. 29)における今後の主な取組

- 国土交通分野の統計の品質改善を継続的に進めるため、統計品質改善チームが省内担当部局と連携し、各所管統計に関する改善の取組(オンライン化、業務マニュアルの改善等)を実施
- 基幹統計調査等を始めとして、オンラインによる回答を前提とした調査方法を目指す。また、担当部局と連携しつつ、行政記録情報を活用した統計調査の際には、オンランを基本とし、入力を省力化した統計プロセスを検討



業務マニュアルの改善とオンライン回答率の向上の初段階として、
国交省所管統計の現状と課題を把握

2. ヒアリングの概要

1. 目的

国土交通省所管統計の業務マニュアルやオンライン調査の現状と課題等を把握するため、統計品質改善チーム*が各部局の担当者と直接意見交換（ヒアリング）を実施。

(*) 国交省所管統計全般の企画立案や品質改善を担う組織（R5. 4に情報政策課内に設置）

2. 期間

令和5年10月18日（水）～11月30日（木）

3. 対象調査

国土交通省が所管するすべての統計調査（63の統計調査：9の基幹統計調査、54の一般統計調査）

4. 参加者

- 各統計所管部局の実務担当者
- 川崎玉恵先生（青山学院大学准教授、統計品質改善会議の構成員、EBPM・情報化アドバイザー）
… 19の統計調査のヒアリングに参加され、ご助言等を頂いた。
- 統計品質改善チームの実務担当者

5. 主な質問事項

統計品質改善チームは、主に以下の事項を中心に、各統計調査の所管部局と業務マニュアルやオンライン回答率等に関する意見交換を行った。

[業務マニュアルの内容]

- ① 必要な個別プロセスの内容が具体的に記載されているか。
- ② 初めての担当者でも理解できる内容となっているか。
- ③ 統計調査の実施時期や実施頻度を考慮しつつ、業務マニュアルの改善の目標時期が適切か。

[オンライン調査の状況]

- ④ オンライン回答率を向上するための工夫はあるか。
- ⑤ 回答しやすいオンライン調査票となっているか。

3. 業務マニュアルの整備状況

整備状況を大別する主な視点

業務マニュアルの現状を把握し、整理するためには様々な視点があるが、今回は実査、集計、公表等の主要事項だけでなく、個別プロセスの具体的な作業内容等が記載されているかに着目して大別を試みた。

業務マニュアルの整備状況（概要）	全体に占める割合
初めての担当者でも円滑に作業できるようにするため、図表や操作画面を引用するなど、実査から公表に必要な個別プロセスの作業内容が <u>詳細に記載</u> されているもの。	2割超程度
初めての担当者でも円滑に作業するにはさらなる記載内容の充実が望ましいものの、実査から公表に必要な個別プロセスの作業内容が <u>一定程度記載</u> されているもの。	2割超程度
実査から公表に必要な個別プロセスの作業工程や留意点は記載されているが、その <u>作業内容の記載が希薄</u> なもの。	2割程度
統計調査を実施する上での留意点等の記載に留まっており、 <u>実査から公表に必要な個別プロセスの具体的な作業内容の記載がない</u> もの。	3割程度

4. 業務マニュアルの改善の方向性

【業務マニュアルの改善の方向性】

各業務マニュアルの整備状況に応じて、統計品質改善チームが伴走支援しながら統計所管部局における業務マニュアルの改善に取り組むことを基本とする。

また、今回のヒアリングを通じ、実査から公表までに必要な個別プロセスの作業内容を中心とした各業務マニュアルの整備状況を確認したところ、その記載内容をさらに充実させる必要があるもの〔(参考1)①を参照〕があるほか、それ以外に取り組むべき主な事項は以下のとおりと考えている。

1. 手続き関係の記載の充実

国交省が主体的に行う手続き関係の記載を充実することが重要である。例えば、調査計画の変更、PDCA点検、誤り報告、調査票情報の利用・提供申請、母集団DBへの登録等がある。

2. 調査業務を外注している場合の監督方法の記載の充実

調査票の送付、回収、集計といった調査業務を外注している場合、調査主体は、外注業者による実際の作業内容を把握し、その確認作業等を行うことになる。その観点から業務マニュアルを充実する必要がある。
〔(参考1)②を参照〕

3. 審査時の対応方法の記載の充実

調査票や集計結果の審査のポイントに加えて、審査を満たさなかった場合の対応を明記することが重要である。〔(参考1)③を参照〕

4. 分かりやすい業務マニュアルの整備

初めて調査を実施する担当者でも一連の作業を滞りなく行うことができるよう、文字だけではなく操作画面の写真等も掲載し、より分かりやすくなるよう工夫することも重要である。

5. 業務マニュアルの改善に向けた取組

【業務マニュアルの改善に向けた目標時期の設定】

1. 基本的な方針

実査を通じた統計の作成作業を行いながら、業務マニュアルの不足事項の追加や曖昧な記載を修正することが効果的であり、これを継続することが重要である。この考えを基本として、各統計調査の調査頻度等を考慮して改善に向けたスケジュールを設定する。

ただし、省全体の底上げを図る観点から、業務マニュアルの整備状況によっては、実査前であっても、今回のヒアリングによる検討課題を踏まえた追記や修正等を本年度末までを目途に行う（以下の「第1段階」まで）。

2. 改善のための5つの過程（2段階の改善）

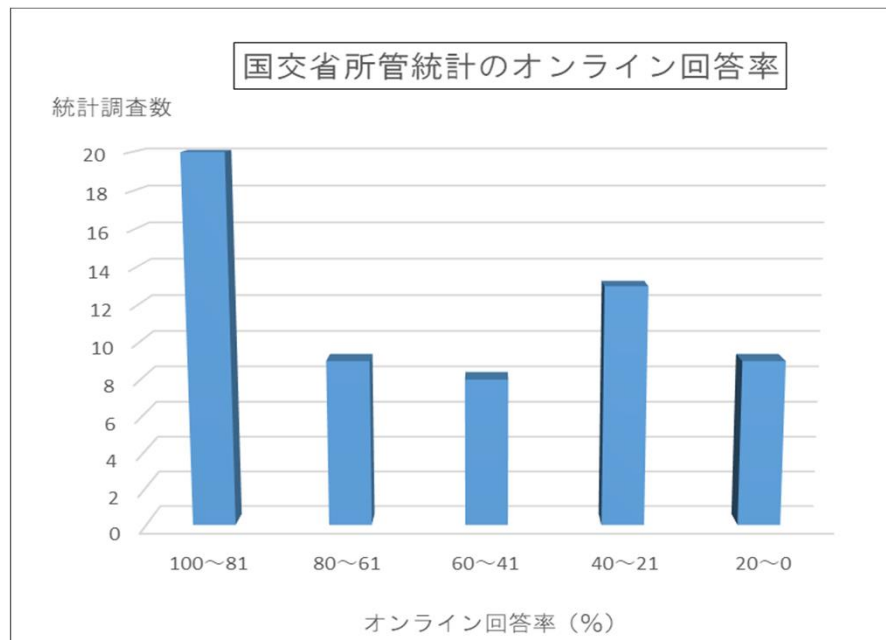
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ① 担当課等による検討課題の確認 ヒアリング後に、統計品質改善チームが追加事項等の検討課題を伝達し、担当課等がそれらを確認する。 ② 担当課等による改善 ①を踏まえて、担当課等が必要な追記や修正等を行う。 ③ 統計品質改善チームによる確認 ②の改善内容を統計品質改善チームが確認する。
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ④ 担当課等による実査を通じた改善 ②で改善された業務マニュアルが実査において機能するかを確認するため、担当課等は、企画から結果公表までの一通りの実査を通じて業務マニュアルを検証する。その後に必要な修正を加えて改善を完了する。 ⑤ 統計品質改善チームによる改善された業務マニュアルの点検 担当課等が一連の実査を踏まえて業務マニュアルを改善したかを統計品質改善チームが確認し、必要に応じて、追加事項を依頼する。

なお、5年毎といった調査周期が長い統計調査の場合、企画から公表までの一連の作業に複数年を要し、担当者が一連の調査の流れを経験せずに後任者に業務を引き継ぐことになるため、全体を俯瞰した業務マニュアルのほか、個別プロセスの作業内容の充実に段階的に取り組む必要がある。

6. オンライン回答率の現状

【オンライン回答率】

1. オンライン回答率の平均は約57%（調査員調査のみで行っている4つの統計調査を除く）である。
2. オンライン回答率80%以上の統計調査が最も多く、全体に占める割合は34%である。次にオンライン回答率40~21%の統計調査が多く、全体に占める割合は22%であり、その他の割合は14~15%となっている。
3. オンライン回答率が100%の統計調査が9つあり、そのうち、8つの統計調査がメール、1つの統計調査がe-Govによる回答方法である。また、オンライン回答率が100%である理由としては以下のように想定される。
 - ① 国交省への報告者は特定の企業または地方公共団体であり、不特定多数の者ではない。
 - ② 地方公共団体からの国交省への回答の場合、国交省と地方公共団体との間でメールまたはe-Govによる方法が十分に確立しており、オンライン回答に全く支障がない。
 - ③ これらの企業は、一定規模以上の売り上げがあり、オンラインによる業務が浸透している企業、独法等の公益性が高い企業、法制度に基づいて許認可等を得て定期的に国に報告等を行っている企業であり、日頃からメールを利用しており、オンライン回答に全く支障がない。



【オンライン調査の導入率】

調査員調査のみで行っている4つの統計調査を除き、その他の統計調査はオンラインによる回答方法を導入済みである。（63の統計調査のオンライン調査導入率は約94%）

[補足]

オンライン回答率は、報告者からの回答のうち、以下の方法による回答の割合である。

- 1) 独自のオンラインによる集計システムへの回答
- 2) メールによる回答
- 3) 国のオンラインの統計システムによる回答（e-Surveyまたはe-gov）

【一部の統計調査においてオンライン回答率が低い要因】

オンライン回答率が100%の統計調査がある一方で、一部の統計調査ではオンライン回答率が低いものがあった。ヒアリングを通じて、オンライン回答率の向上に向けて早期に改善可能な要因等は主に以下の2つであることが分かった。なお、早期に改善可能な要因以外にも把握したので、参考までに記載する。

[早期に改善可能な要因①]

○ オンライン回答への誘導不足

調査の案内文に郵送調査と並列で記載していたり、オンライン回答のメリットについての周知が不足している。

【具体的な改善案】

① 協力依頼の文面等の工夫

郵送回答とオンライン回答の両方の選択肢がある場合、オンライン回答ができない場合に郵送回答を依頼するなど、原則、オンライン回答を前提とした依頼内容とする。また、封筒にオンライン回答を勧める内容を記載するほか、調査の手引きにオンライン回答のメリットを周知する。 [（参考2）を参照]

② 報告者への個別対応

同一の報告者が継続的に報告する統計調査の場合、報告者（企業）によっては、担当者の異動の際に、郵送回答が継続されているケースがあるため、個別にお願いし、オンライン回答への移行を促す。

③ オンライン回答へのアクセス性の向上

カメラ付きパソコンであればアプリケーションをインストールすることによりQRコードを読める場合があるため、QRコードを調査票に掲載し、報告者が回答しやすくなる工夫を行う。また、ログインに必要なIDとパスワードのうち、IDの入力を省略できるQRコードを導入しし、報告者の手間を少しでも省略する。

[早期に改善可能な要因②]

- エクセルによる電子調査票の利便性を未活用
複数桁の数値を入力する際、1つのセルに複数桁を入力できず、1つのセルに1桁ずつ入力させるもの、合計値が自動計算されない、選択式の調査項目であっても選択肢に○を入力させるなど、エクセルの機能がほとんど活用されていない電子調査票があった。

【具体的な改善案】

- オンライン回答用の調査票の工夫
複数桁の数値を一つのセルに入力できるよう改善するほか、回答不要の設問がある場合には、その設問を自動的にスキップする機能や合計欄が自動計算される機能を加えるなど、紙による調査票よりも回答しやすい調査票にする。 [（参考3）を参照]

[参考：その他の要因]

- 業界全体としてオンライン化が未普及
特定の業界において紙を基本とした通常業務が行われている場合、その業界には紙文化が根強く残ることになるため、業界全体としてオンライン化へ取り組むことが必要となる。例えば、紙による業務日誌等を作成している場合には、紙の調査票への回答となる可能性が高い。また、担当者がオンラインに不慣れであるために、回答ファイルは作成できても、メールに回答ファイルを添付する方法が分からないなどの例があった。
- 報告事項が簡易な調査は郵送回答の方が報告者側の負担が少ない場合がある
調査項目数が少ない調査の場合、オンライン回答よりも紙回答の方が報告者負担が少ない場合があるため、統計調査の実態に合わせたオンライン化を検討する必要がある。

【優良事例の横展開】

ヒアリング等を通じて得た改善に相応しい優良事例を省内に横展開することにより、それが各統計調査の業務マニュアルの改善やオンライン回収率の向上に反映されることを促し、省全体の統計品質の底上げを図る。

【定期的な進捗確認の実施】

各統計調査の改善に向けて設定した目標時期等を考慮しつつ、統計品質改善チームが状況を確認し、必要に応じて、業務マニュアルの改善やオンライン回答率の向上等に関する進捗状況をヒアリングし、省全体の統計品質の改善を継続する。

【改善状況の見える化の検討】

業務マニュアルやオンライン回答率の改善状況を共有しやすくするため、それらが見える化できる方策を検討する。併せて、オンライン回答率の目標設定についても検討する。

上記の取組状況については、今後の統計品質改善会議にて随時報告する予定。

(参考1) 業務マニュアルの改善に向けた具体例

① 記載内容の充実

- 「統計作成ガイドブックver1.0」(総務省、R5.4)を参考にして、必要な項目や内容を追記

一般的な統計作成プロセス全体



② 調査業務を外注している場合の業務マニュアルの充実

- ①統計調査の全体的な内容を俯瞰する内容、②外注業者が行っている内容、③発注者として確認すべき内容、などを業務マニュアルの体系に含むことが必要
- 外注内容に「業務マニュアルの作成」や「業務マニュアルの更新」等を明記し、業務マニュアルの改善を定期的に実施

③ 審査時の対応方法

- 回答された調査票や集計結果を審査するポイントとその対応方法を詳述
- その際、審査を満たさなかった場合の対応を明記することが極めて重要

例) 宿泊旅行統計調査

審査のポイント	対応
・ 空欄の場合	・ 空欄の場合は「？」を付け、電算審査後に照会する。
・ 数値以外の回答。	・ 「なし」等は「0」に訂正、「不明」等は二重線で抹消する。 ・ 入力不可能な不要な記載は二重線で抹消する。
・ 少数での回答。	・ 少数第一位を四捨五入し、整数とする。
・ 範囲での回答(例: 10~15)。	・ 二重線で抹消し、中間値に訂正する。中間値が少数を伴う場合は、少数第一位を四捨五入し、整数とする。
・ 期間中休業中または改装中等の記載があつて、人数が無回答。	・ 「0」を記入。
・ 1日あたりの人数での回答。	・ 1日あたり人数×営業日数により訂正し、1日あたりの人数を二重線で抹消。

協力依頼の文面等の工夫

例1) 調査票等を送付する封筒の表裏に オンラインによる回答方法を記載 (例: 土地保有・動態調査)

2023年土地保有・動態調査
統計法に基づく国の重要な統計調査です
ご回答の上、ご提出ください

インターネット回答をご希望の方へ

①アクセスする
政府統計オンライン調査総合窓口
<https://www.e-survey.go.jp/>

②ログインする
調査票(紙)の上部にある「政府統計コード」「調査対象者ID」「パスワード」を入力
政府統計コード: CVPW
調査対象者ID: 2023999999
パスワード: a99AA99

③回答する
24時間いつでも回答できます。
外出せずご自宅・会社で回答完了!

◎インターネット回答が便利です。ぜひインターネット回答を!
ご提出は、9月29日(金)までお願いいたします。

2023年土地保有・動態調査
統計法に基づく国の重要な統計調査です
ご回答の上、ご提出ください

インターネット回答をご希望の方へ

①アクセスする
政府統計オンライン調査総合窓口
<https://www.e-survey.go.jp/>

②ログインする
調査票(紙)の上部にある「政府統計コード」「調査対象者ID」「パスワード」を入力
政府統計コード: CVPW
調査対象者ID: 2023999999
パスワード: a99AA99

③回答する
24時間いつでも回答できます。
外出せずご自宅・会社で回答完了!

◎インターネット回答が便利です。ぜひインターネット回答を!
ご提出は、9月29日(金)までお願いいたします。

例2) 調査依頼文の文面の工夫

○「オンライン回答 ➡ 郵送回答」の順により回答方法を記載 (例: 建設関連業等の動態調査)

- ①Eメールによる提出。
調査票 (Excel ファイル)を、貴社より指定された E メールアドレスに送信いたしますので、ご記入後、添付して当社アドレスにお送り下さい。
- ②オンライン提出。
(1)e-Gov 電子申請 <https://shinsei.e-gov.go.jp/>
調査票(Excel ファイル)を、貴社より指定された E メールアドレスに送信いたしますので、上記 URL から提出して下さい。
(2)政府統計オンライン調査総合窓口 <https://www.e-survey.go.jp/>
サイトに登録済みの調査票(HTML または Excel ファイル)から提出して下さい。
- ③郵送による提出。
毎月、調査票(紙)を当社からお送りしますので、そちらにご記入後、返信用封筒(切手不要)に入れ、ポストにご投函下さい。

○「原則オンライン回答」と明記し、それが難しい場合には郵送回答も可能とする記載 (例: 土地保有・動態調査)

今回の調査の対象となられた皆様におかれましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、2023年9月29日(金)までにインターネットによるご回答をお願いいたします。なお、インターネットでのご回答が困難な場合は、同封の紙の『調査票』にご記入の上、返信用封筒によりご提出ください。

例3) オンライン回答を行うメリットを明記 (例: 全国道路・街路交通情勢調査 自動車起終点調査)



はじめに、回答方法を選択してください。

この調査は、インターネットによる回答と調査票による回答の2つの回答方法から選択できます。
インターネットによる回答では、**地図を使って回答することができ、便利です。**
(回答を中断しても、続きから回答する事ができます)



オンライン回答用の調査票の工夫

例1) 合計欄等は自動計算・自動入力されるよう設計

例2) 回答によって次項の質問が変わる場合、EXCEL調査票では回答不要な項目はグレーに着色させたり、HTML調査票では回答不要な項目は自動でスキップさせるよう工夫

例3) エラーチェック機能等を設け、数値や桁の記入誤りを防止し、提出後の疑義照会を減らす

例4) HTML調査票の場合には、エクセルによる出力等が可能となるように設計すると、企業等が稟議を行う際に便利

入力画面の例 (例：建築工事費投入調査)

8-1. 建築工事費入力シート 調査票へ戻る

科目及びその内訳の金額を記入してください。 入力エラーが存在します 内容をご確認ください

細目の金額の記入が困難な場合は、入力方法で「割合入力」を選択のうえ、「割合」欄に割合で記入していただいても構いません。

1. 仮設	金額 (単位: 千円)	割合 (%)	内容
科目: 仮設		0%	仮設建物、機械器具、養生、整理・清掃、造方、墨出し、足場等

2. 基礎	金額 (単位: 千円)	割合 (%)	内容
科目: 基礎		0%	根切り 埋戻し、残土処分、杭、コンクリート、鉄筋、ブロック、型枠等

3. 木工

金額入力の場合は、細目金額のみ記入してください。調査票シートに自動計算されます。

入力方法を選択してください 金額入力 割合入力 明細額合計: 0

科目: 木工	金額 (単位: 千円)	割合 (%)	内容
科目: 木工		100%	①～⑦の合計と一致します。
① 構造材			
② 造作材			
③ 板材			
④ 合版			
⑤ 釘・金物			
⑥ 大工手間(施工費)			
⑦ 上記以外の木工			

標本設計の必要な見直し

国土交通省が所管する統計調査の中には、標本設計の考え方に加え、標本設計において使用されている特定の変数等の必要性を合理的に説明し難い場合がある。その主な理由としては、当初の標本設計時における適切なデータ入手の困難さのほか、統計調査の特徴を踏まえた独自の修正等によるものと推測される。

またその後、適切なデータを手に入る検討等が必ずしも十分ではなかった可能性があることを踏まえ、今後、標本設計の見直しが必要と考えられる場合には、昨今のデータの入手可能性等を考慮した上で、先生方のご助言を賜りつつ、検討を進めたいと考えている。

なお、各種統計調査によっては、有識者からなる独自の検討会を設置して議論がなされる場合があるので、各統計調査における具体的な標本設計の検討方法は個別に対応したいとも考えている。

現時点において、今後、標本設計の検討を予定している統計調査は次の2つである。

- 内航船舶輸送統計調査
- 国際航空旅客動態調査

「内航船舶輸送統計調査」(基幹統計調査)の概要

1. 目的

内航に従事する船舶(営業用と自家用)による貨物輸送の実態を明らかにし、交通政策や経済政策の企画・立案の基礎情報を得るために行う統計調査である。

2. 沿革

1963年(昭和38年)4月から実施。

3. 調査対象

本統計調査は、内航船舶輸送実績調査(営業用調査)と自家用船舶輸送統計実績調査(自家用)の2つからなり、主な調査対象はそれぞれ以下のとおり。

(1) 内航船舶輸送実績調査

約400の母集団名簿から層別に抽出し、さらにその中から船舶の種類と主な輸送品により、約200社を抽出して調査(標本調査)を実施。

(2) 自家用船舶輸送統計実績調査

約100の事業者すべてを対象に調査(悉皆調査)を実施。

4. 主な調査項目

- (1) 船舶の属性と用途
- (2) 総トン数、載貨重量トン数
- (3) 輸送した貨物の区間と距離
- (4) 輸送した貨物の品目と重量
- (5) 燃料消費量

5. 調査時期

- (1) 内航船舶輸送実績調査
毎月
- (2) 自家用船舶輸送統計実績調査
1年

6. その他

本統計調査の統計精度の向上を図る観点から、その標本設計を見直すために内航船舶輸送統計母集団調査を全数調査により実施してきている。

本統計調査の開始前の1962年(S37年)11月に初回の母集団調査を実施し、その後、1966年(S41年)、1973年(S48年)、1977年(S52年)、1980年(S55年)、1990年(H2年)、2001年(H13年)、2008年(H20年)、2013年(H25年)、2018年(H30年)と、これまでに計10回実施。

「国際航空旅客動態調査」（一般統計調査、航空局所管）の概要

1. 目的

国際航空旅客の総合的な動態を捉え、今後の空港整備の基礎データを得ることが目的であり、出国空港別、居住地別等の集計結果を提供。

2. 沿革

1987年度（昭和62年度）から実施しており、2009年（平成21年）4月からは統計法に基づく一般統計調査として実施。

3. 調査対象

調査実施期間中における以下の旅客

- (1) 国際定期便と定期的に就航するプログラム・チャーター便が就航している空港からの出国旅客（日本人と外国人）
- (2) 成田、羽田、関西、中部空港のトランジット旅客（乗継、通過）

4. 主な調査事項

- (1) 旅行目的
- (2) 空港へのアクセス手段（利用した交通機関）
- (3) 旅行先の訪問地
- (4) 旅行日数
- (5) 個人属性（性別、年齢、職業等）

5. 調査時期

毎年8月（ピーク期）と11月（オフピーク期）。

また、2022年度（令和4年度）と2023年度（令和5年度）には、コロナ禍によるデータの変動を考慮し、1月と5月も追加して調査を実施（2022年（令和4年）5月に調査計画を変更）。

6. 調査方法

抽出した旅客を対象に調査員が実施。具体的には、出国手続き後の待合室やサテライト施設等において、調査員による面接または被調査者の記入により調査を実施。

7. 調査結果の公表時期

調査実施の翌年度の10月末頃。

建設工事進捗率調査（令和5年度） 調査概要について

国土交通省 総合政策局
情報政策課建設経済統計調査室

令和5年12月22日

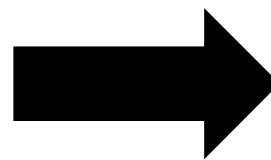
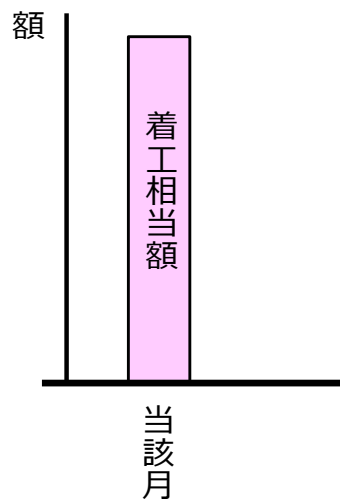
- 建設工事進捗率調査は、個別の建設工事における着工から完成までの月毎の工事進捗に係る情報を収集し、工事種類・工期区分毎の工事進捗率を作成する一般統計調査であり、その調査結果は建設総合統計作成時の出来高展開に用いられている（以下イメージ参照）
- 新技術の開発・導入や働き方改革といった近年の建設業界を取り巻く実態を反映した工事進捗率を把握することで、建設総合統計の精度の確保を目指す

建設総合統計での工事進捗率を用いた出来高展開のイメージ

①着工相当額を把握

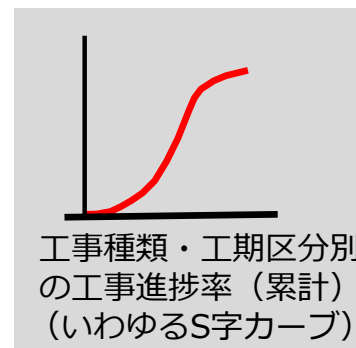
下記の統計調査から工事1件毎の着工相当額と予定工期を把握する

- 建設工事受注動態統計調査
- 建築着工統計調査

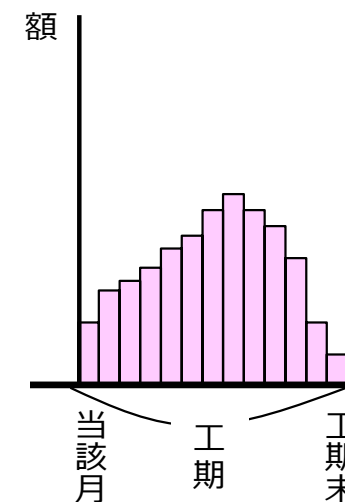


②着工相当額を出来高展開

対応する工事種類・予定工期の工事進捗率を用いて、各工事の着工相当額を当該月～工期末までの各月の出来高に展開する



工事種類や工期区分別に着工から完成までの各月工事進捗(%)の推移を示すデータ



- 統計品質改善会議の委員から助言を受け、精度の向上や回答者負担の観点から検討を実施
- **今年度中にアンケート調査を実施予定**
- その後、統計品質改善会議の委員のご助言をいただきながら、結果分析等の検討を進め、**令和6年12月を目途にとりまとめ・公表予定**

1. 調査対象

令和2～4年度の

- (1)建設工事受注動態統計調査で報告のあった土木工事、または
- (2)建築着工統計調査で報告のあった建築工事のうち、下記①②③の要件をいずれも満たす工事を受注・施工した建設業者（約5,000者）
 - ①令和2年4月から令和5年2月の間に着工
 - ②令和2年5月から令和5年3月の間に完成
 - ③工期が2ヶ月以上36ヶ月以内

2. 調査周期

今回調査より原則5年に1回とする
(国民経済計算における産業連関表に基づく基準改定周期に合わせる)

3. 調査方法

オンライン（メール回答）または郵送

4. 調査事項

- 対象工事の工事内容
- 当初・最終の総工事費及び工期
- 工期開始年月日と完了年月日
- 各月の工事進捗に大きく影響を与えた要因 等

※公共土木工事のみ

- 工事の月別出来高（出来高報告書等より転記）

※民間土木工事・建築工事のみ

- 工事の月別原価発生額
- 調査対象建設業者の請求書締め日及び支払い日

1. 今回調査における主な変更点

■ 集計結果の精度の向上

- ① 集計において短期・中期・長期といった工期による区分を新たに行い、**より実態に近い工事進捗率**を建設総合統計に反映
- ② 調査対象とする範囲を予定工期最大23か月から**36か月の工事まで拡大**し、大規模工事等の長工期工事の工事進捗率の傾向も把握
- ③ 受注・建着における件数・金額が小さい層、土木工事における過大な工種の層、工事進捗の傾向が近似する建築工事の構造の層を統合することで層の数を101から28層に絞り込み、**1層当たりの調査票数を十分に確保**
- ④ 建築着工統計調査を母集団とする建築工事費調査（令和3年から開始）の対象工事リストを建築工事の抽出に活用し、**各層に必要な工事件数を確保**
- ⑤ 民間土木工事及び建築工事における月毎出来高（百分率）の転記元データの出所が十分に確認できないため、経理帳簿より転記が可能な月別原価発生額の回答を求める方法に変更し、**転記元データを共通化して回答情報のばらつきを抑制**

1. 今回調査における主な変更点（続き）

■ 回答者負担の軽減

- ⑥これまで記載できていなかった土木工事での工事契約件名をプレプリント情報に追加し、**調査対象工事を特定するための回答者の負担を軽減**
- ⑦調査票のレイアウトの変更やケタ間違い防止等を導入し、**記入ミスを低減**

2. 来年度の主な分析検討事項（予定）

- ・建設総合統計に適用する新たな工事進捗率（**複数の推計方法により検討**）
- ・短期・中期・長期といった**工期分けの適切な設定**
- ・**季節や気象**等の影響を加味した**補正の要否** 等

令和2年（2020年）産業連関表における 建設・不動産部門の国内生産額について

国土交通省 総合政策局
情報政策課 建設経済統計調査室
令和5年12月

- 建設工事施工統計調査については、カバレッジが不十分との指摘があったところ、令和2年度から欠測値補完方法を見直し、完成工事高の総額としての精度が向上した。
- これを踏まえ、建設部門の推計について、同調査を活用することを中心とした推計方法の改善を図る。

①建築・土木部門

土木部門については、従前は発注者側の決算書等を収集して推計を行っていたが、カバレッジ及び推計精度が十分でなかった可能性があった。

今回表では、建設工事施工統計で土木工事の総額を捉え、建設工事受注動態統計調査の比率により、その内訳としての各部門の工事費を推計する。

また、機械の設置等の工事について、従前はその一部のみを「その他の土木建設」に計上していたが、今回表では建設工事施工統計で総額を捉え、建設工事受注動態統計調査の比率により建築・土木の各部門の工事費を推計し、計上する。

なお、建築部門については建築着工統計を基礎資料とするが、出来高の推計に工事実施率を反映する改善を行う。

②建設補修部門

従前から建設工事施工統計の「維持・修繕工事」を国内生産額としているが、同統計の「新設工事」にも建設補修に含まれるべき工事が存在する。

今回表では、建築物リフォームリニューアル調査の比率により、「新設工事」に含まれる「耐震改修工事」を推計し、国内生産額に計上する。

- 不動産部門は、活用可能な公的統計が乏しいことから、平成27年表までは民間企業の保有するデータ等を活用し、取引形態ごとにと取引件数、床面積、単価等を推計し、これらを掛け合わせることで生産額を推計していたが、カバレッジや精度に課題があった。
- 令和2年表では、令和3年経済センサス-活動調査において不動産関係の品目が広く把握されたことから、同調査の結果を活用することで精緻化を図る。

下表の「×」部分は不動産部門の定義・範囲に含まれるものの、平成27年表では推計されていない。

今般、令和3年経済センサス - 活動調査（サービス収入の内訳）を活用することで、この部分のカバレッジが拡大。また、カバレッジとしては「○」であった部分についても、基礎資料の制約等による漏れや精度確保に課題があったが、経済センサスを活用することで精緻化が図られる。

平成27年表における不動産部門のカバレッジ

	不動産仲介		不動産 売買	不動産 管理	不動産 賃貸
	賃貸	売買			
住宅	○	○ 中古住宅のみ	○ 分譲住宅のみ	○	○
非住宅	○	○	×	○	○
土地	×	○ 宅地のみ	対象外	×	対象外

※「住宅賃貸料」については、個人経営の規模が大きく、経済センサスでの把握漏れが少なくないと考えられることから、従前の推計方法により推計する。

※経済センサスで把握されない「住宅賃貸料（帰属家賃）」は従前の方法により推計する。

- これら推計方法の改善を反映した現時点の推計結果は次のとおり。
- ただし、暫定値であることに留意が必要である。

	R2	H27	差 (R2-H27)
建築	30.9 兆円	29.3 兆円	1.6 兆円
建設補修	15.7 兆円	11.2 兆円	4.6 兆円
うち固定資本形成	10.3 兆円	7.5 兆円	2.9 兆円
土木 (農水省担当分除く)	21.5 兆円	19.4 兆円	2.0 兆円
不動産	90.5 兆円	80.7 兆円	9.8 兆円

建築部門

4111-01、-011 住宅建築（木造）

主要構造部が木造の建築物のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物（うち居住の用に供せられる部分）の新築・増築・改築工事を範囲とする。

4111-02、-021 住宅建築（非木造）

主要構造部が非木造の建築物のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物（うち居住の用に供せられる部分）の新築・増築・改築工事を範囲とする。

4112-01、-011 非住宅建築（木造）

木造の建築物のうち、「4111-01、-011 住宅建築（木造）」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

4112-02、-021 非住宅建築（非木造）

非木造の建築物のうち、「4111-02、-021 住宅建築（非木造）」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

建設補修部門

4121-01、-011 建設補修

建築物（住宅及び非住宅）及び土木建設物（鉄道軌道、電力、電気通信、上・工業用水道、ガスタンク、駐車場及びゴルフ場等の施設）に関する経常的補修工事を範囲とし、その生産物は、建築補修及び土木補修である。

ただし、1）本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、2）公共事業に関する維持・補修工事、災害復旧工事、及び3）鉄道軌道の線路、電力・信号設備、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事によるものは、本部門の活動とせず、それぞれの部門に含める。

土木部門①

4131-01、-011 道路関係公共事業

以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ①国及び地方公共団体の行う道路、街路事業
- ②東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方公共団体等の行う有料道路事業など

4131-02、-021 河川・下水道・その他の公共事業

以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ①河川：国及び地方公共団体の行う河川、砂防、海岸事業並びに独立行政法人水資源機構の行う事業
- ②都市計画：国及び地方公共団体の行う下水道、公園、廃棄物処理施設等
- ③港湾・漁港：国及び地方公共団体の行う港湾及び漁港事業
- ④空港：国及び地方公共団体、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社及び中部国際空港株式会社の行う空港事業
- ⑤災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から④まで並びに「4131-01、-011 道路関係公共事業」の各施設に関する災害復旧、災害関連、鉱害復旧及び都市災害復旧事業
- ⑥沿岸漁場整備等：国及び地方公共団体の行う沿岸漁場整備事業等

4131-03、-031 農林関係公共事業 ※農林水産省担当部門

以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ①農業土木：国、地方公共団体及び土地改良区その他の団体の行う農業基盤整備事業
- ②林道：国及び地方公共団体の行う林道事業
- ③治山：国及び地方公共団体の行う治山事業
- ④災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から③までの各施設の災害復旧事業

土木部門②

4191-01、-011 鉄道軌道建設

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、公営鉄道、JR、東京地下鉄株式会社及び私鉄の行う鉄道軌道に関する構築物の新設工事を範囲とする。

なお、本部門には、線路、電力・信号設備等の取替補修工事も含める。

4191-02、-021 電力施設建設

地方公営企業、電力株式会社及び電源開発株式会社の行う電気事業並びにその他電気事業者及び日本原子力発電株式会社の行う発・送・配電施設に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。また、自家発電については、設置許可（1000kw以上）を受けているもののみを本部門に含む。

4191-03、-031 電気通信施設建設

電気通信事業者、放送事業者の行う電気通信線路施設等に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。

4191-09、-099 その他の土木建設

他の部門に分類されない、次に掲げる民間土木建設工事及び政府の行う公共事業以外の土木建設工事を範囲とする。

- ①上・工業用水道：地方公営企業等の行う上水道、簡易水道及び工業用水道に関する構築物の建設工事
- ②土地造成：地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び民間の行う土地造成工事
- ③その他土木：地方公営企業及び民間の行うガス工事、地方公共団体の行う失業者就労事業のうち建設投資的工事、政府の行う駐車場整備工事並びにその他上記以外の民間土木建設

不動産部門

5511-01、-011 不動産仲介・管理業

日本標準産業分類の小分類681「建物売買業，土地売買業」、682「不動産代理業・仲介業」、693「駐車場業」のうち所有者の委託を受けて行う自動車の保管を目的とする駐車場の管理運営及び694「不動産管理業」の活動を範囲とする。

5511-02、-021 不動産賃貸業

日本標準産業分類の小分類691「不動産賃貸業（貸家業，貸間業を除く）」のうち細分類6912「土地賃貸業」を除く活動及び小分類693「駐車場業」のうち自動車の保管を目的とする駐車場業の活動（所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を除く。）を範囲とする。

5521-01、-011 住宅賃貸料

日本標準産業分類の小分類692「貸家業，貸間業」の活動を範囲とする。

5531-01、-011 住宅賃貸料（帰属家賃）

持家に居住する者が、自らに対して住宅賃貸業を営んでいるとみなした活動であり、家賃の受払を伴わない持家等の使用によって生ずるサービスを範囲とする。

なお、企業が所有する給与住宅・寮等についても、市場価格と実際に支払われた家賃の差額分を本部門に含める。